

各 

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部局ご担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

ベビーシッターなどを利用するときの留意点について

3月17日、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と繰り返されないようにするため、ベビーシッターなどを利用される場合における留意点（別紙参照）を厚生労働省において作成し、厚生労働省ホームページ※において周知しています。

※<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000040712.html>

皆さまにおかれましては、管内市区町村に対して、下記についてご留意のうえ、周知して頂きますよう、お願いします。

なお、今後、厚生労働省において今回の事件や類似の業態に関する実態調査等を実施することを検討しており、ご協力頂くこともあろうかと思いますが、よろしくお願いします。

記

- 地域住民の方に対して広く周知されるよう、ホームページのみならず、利用者（保護者）が保育の利用について相談に訪れる窓口（保育所入所申込担当窓口等）等においても、周知して頂きますよう、お願いします。
- 今回の事件のような業態を「ベビーシッター」と呼ぶか、現時点では不明であるため、留意点についても「ベビーシッターなど」としています。皆さまにおかれましても、ベビーシッター利用者だけではなく、「よい保育施設の選び方 十箇条」※と合わせて、この度の留意点について広く周知をお願いします。  
※[http://www1.mhlw.go.jp/topics/hoiku/tp1212-1\\_18.html](http://www1.mhlw.go.jp/topics/hoiku/tp1212-1_18.html)
- 一時預かりやひとり親に対して様々な支援が必要な場合については、引き続き、市区町村における支援をお願いします。

【照会先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課在宅保育係

TEL : 03-5253-1111（内線 7947）

## ベビーシッターなどを利用するときの留意点

本年3月17日、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と繰り返されないようにするため、ベビーシッターなどを利用される場合には、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

### 1. まずは情報収集を

保育料の安さや手軽に頼めるかという視点ではなく、信頼できるかどうかという視点で、ベビーシッター事業者の情報を収集しましょう。情報収集にあたっては、市町村の情報や公益社団法人全国保育サービス協会に加盟している会社のリスト(<http://www.acsa.jp/htm/joining/list.htm#area08>)などを活用しましょう。一時預かりが必要な場合やひとり親への様々な支援が必要な場合は、ベビーシッターの利用に限らず、市町村に相談しましょう。

### 2. 事前に面接を

実際に子どもをベビーシッターに預ける前に、インターネットの情報だけを頼りにするのではなく、必ずベビーシッターと面会し、子どもを預かる方針や心構えなどについて質問して、信頼に足る人物かどうかを確認しましょう。また、子どもを預ける際には、必ず事前に面会したベビーシッター本人に直接子どもを預けるようにしましょう。

### 3. 事業者名、氏名、住所、連絡先の確認を

実際に子どもをベビーシッターに預ける際には、事業者名、ベビーシッターの氏名、住所、連絡先を必ず確認しましょう。その際、ベビーシッターの身分証明書のコピーをもらうようにしましょう。

### 4. 保育の場所の確認を

保育の場所が子どもの自宅以外である場合は、事前に見学して、子どもの保育に適切な場所かどうかを確認しましょう。

### 5. 登録証の確認を

ベビーシッターが保育士や認定ベビーシッター（※）の資格を持っている場合は、保育士登録証や認定ベビーシッター資格登録証の提示を求めて確認しましょう。

※「認定ベビーシッター」とは、公益社団法人全国保育サービス協会が、ベビーシッターとして必要な専門知識及び技術を有すると認定した人です。詳しくは、全国保育サービス協会HPの資格認定制度のサイト (<http://www.acsa.jp/htm/license>) を参照してください。

6. 保険の確認を

万が一の事故に備えて、保険に加入しているか確認しましょう。

7. 預けている間もチェックを

子どもをベビーシッターに預けている間も、子どもの様子を電話やメールで確認するようにしましょう。

8. 緊急時における対応を

預けている子どもの体調が急変するなどの緊急事態が生じた際に、ベビーシッターからすぐに連絡を受けることができるような体制を整えましょう。

9. 子どもの様子の確認を

ベビーシッターから子どもの引き渡しを受ける際、どんなことをして遊んだのかといった保育の内容や預かっている間の子どもの様子について、ベビーシッターから報告を受けましょう。

10. 不満や疑問は率直に

ベビーシッターに対する不満や疑問が生じた場合は、ベビーシッターを派遣した事業者等にすぐ相談しましょう。